

## 令和2年度第2回市民協働によるまちづくり推進協議会内容

日時 令和2年8月31日（月）

19:00～

場所 市役所地下会議室 AB

委員 8名出席

■会議の目的 ・市民協働によるまちづくり計画答申について  
（地域づくりクリエイターの役割等について）

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 市民協働によるまちづくり計画答申について

「地域づくりクリエイター」の役割や人物像、選出方法等について協議した。

《区長との違い》

- ・区長は対外的、クリエイターは地域の中のことを行う。
- ・「企画」するのがクリエイター。区長は決められた仕事をする。

《求められること》

- ・地域のこと（資源・人材）をよく分かっている
- ・地域の住民との関係を築けている
- ・地域を引っ張っていける
- ・区長のサポートをできる※区長の下請けではない
- ・区長がやりきれない区内のことを分担
- ・最低2年以上継続
- ・地域の声を吸い上げる場づくり

《活動費》

- ・誰に対して支払うのか

⇒クリエイター個人に対して

- ・金額

⇒スクールコーディネーターを参考に

学校教育課に確認：1,000円/時間 30～35時間/年 半年ごと実績簿により支払い

※長野県松本市の公民館長には委託料として3万円/年が支払われている。

- ・支出の流れ  
活動費と手当を含んだ額を市から区に支払い、区からクリエイター個人に支払う。

《行政との関係》

- ・委嘱⇒不要
- ・クリエイター養成講座を開催し、修了証を出す
- ・クリエイター同士の交流会を企画する

《選出方法》

市：区に推薦依頼

区：自由意志により選出（選出しなくてもよい）

《その他意見》

- ・クリエイターは複数いてもいいのではないか（それぞれ得意分野が違う）  
⇒代表・窓口になる人は一人に決めたい。もちろん、クリエイターは1人で全てできないので協力する人たちが必要。
- ・こどもクリエイターがいてもいいのではないか  
⇒小学生で地域づくりを経験した子は、中学、高校でも参加してくれる

《今後》

- ・次回協議会に区長OBを呼び、地域づくりクリエイターについての意見を伺う。
- ・全地区同時スタートは難しい。手の挙げた地区をモデル地区として、徐々に広げていきたい。

R2	9月	地域づくりクリエイターについて意見を固める（2回目） 区長OBを呼び、意見を伺う。
	10月	区長連合会との調整 （地区振興係に依頼し、役員5名の出席を求める）
	12月	答申（案）完成
R3	3月	答申

4. その他

- ・次回 9月28日（月） 19:00～ 市役所地下多目的ルーム

## 地域づくりクリエイター

(裾野市市民協働によるまちづくり推進協議会)

### 1 区長と地域づくりクリエイターの機能・性格等

	区長	地域づくりクリエイター
機能	<b>【行政との連絡・区内自治の統括機能】</b> <input type="checkbox"/> 行政との連絡機能 要望書の提出、回覧文書の配布  <input type="checkbox"/> 運営機能 防災訓練、河川清掃、イベント等の運営	<b>【区内活性化機能】</b> <input type="checkbox"/> 地域力向上機能 親睦・交流、円滑な人間関係・ネットワークづくり、地域づくりの主体形成等を通じて住民自治と地域連帯の基盤を強化
性格	<input type="checkbox"/> 対外的な役割を担う  <input type="checkbox"/> 全会一致の原則 区の決定は区民の総意としての決定となる  <input type="checkbox"/> 決められた仕事をする	<input type="checkbox"/> 地域内の役割を担う  <input type="checkbox"/> この指とまれ方式 「やる気のある人でとりあえずやってみよう」という気軽さがある  <input type="checkbox"/> 仕事は決められておらず「企画」する
任期	<input type="checkbox"/> 原則1年	<input type="checkbox"/> 規定しない（複数年が望ましい）
行政との関係	<b>【委嘱】</b> <input type="checkbox"/> 区長連合会 <input type="checkbox"/> 定例行事などの連絡 <input type="checkbox"/> 市からの依頼周知	<b>【連携】</b> <input type="checkbox"/> 学習会 <input type="checkbox"/> 交流・意見交換会 <input type="checkbox"/> クリエイターの認証？

### 2 活動費

- ・金額は3万円／年程度
- ・活動費を含んだ額を市から区に支払い、区からクリエイター個人に支払う
- ・活動費の使い道は、事業費やクリエイターの手当など、地域づくりに関する費用であれば自由